

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成24年2月に死亡した高齢者について、原発事故と死亡との相当因果関係を認めて死亡慰謝料が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 申立外故Aの死亡慰謝料  
(申立人ら固有の慰謝料を含む。)

以上

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金800万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月13日